

R0 : 赤字は 2024 年度から変更分 R1 : 青字は 2/16 代表者会議後の更新

2025 年度（一社）長崎県サッカー協会シニアサッカーリーグ規約

第1章 総則

第1条 （一社）長崎県サッカー協会シニアサッカーリーグ（以下「**シニアリーグ**」という。）と称し、第6条に規定する登録選手をもって組織する。

第2条 シニアリーグは（一社）長崎県サッカー協会の統括を受ける。

第3条 シニアリーグの事務局は、代表者会議で決定し、4月1日から翌年3月31日までの1年間を加盟チームの持ち回りとする。事務局は担当者の勤務先または自宅に置くこととする。

第2章 目的

第4条 シニア世代の心身の健康維持と相互の親睦を深めるとともに、キッズ及びジュニア世代との関わりを深めることで、地域社会への貢献に寄与する。

第3章 役員

第5条 シニアリーグには下記の役員を代表者会議において選挙し、置くこととする。役員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 6名（O-40=2名,O-50=2名,O-60=**1名**,O-65=**1名**）
- （3）審判委員長 1名
- （4）広報 1名
- （5）技術委員 若干名
- （6）総務委員 若干名
- （7）規律委員 若干名
- （8）実行委員 若干名

第4章 選手資格

第6条 選手資格は（公財）日本サッカー協会の登録規定に基づいて登録されたシニアの選手であること。

- （1） シニアリーグはカテゴリ別に O-40,O-50,O-60（O-65）で行う。

*上位カテゴリは下部カテゴリにも参加できる

- (2) 0-40 リーグ戦は翌年 4 月 1 日までに 40 歳に到達する者。
- (3) 0-50 リーグ戦は翌年 4 月 1 日までに 50 歳に到達する者。
* 女性（大学生以上）の参加を認める。但し、女性はオンザピッチ 3 名以内の制限を設ける。
- (4) 0-60 リーグ戦は翌年 4 月 1 日までに 60 歳に到達する者。
* 【特例処置】2025 年度に限り、シニア委員長が認めた（チーム事情による選手登録数減）場合、翌々年（2027 年）4 月 1 日までに 60 歳に到達する者をチームから 1 名メンバー表へ登録する事が出来る。
* 女性（大学生以上）の参加を認める。但し、女性はオンザピッチ 3 名以内の制限を設ける。
* O-65 は普及の段階であることから、O-60 リーグ戦開催時に交流戦の形で行う。
- (5) 年度初めの第 1 節は Kick off の Web 登録された選手の参加を認める。但し、Web 登録用紙の写しを委員長及び主管チームに提出しなければならない。
（2 節以降は選手証の提示を義務付ける）
- (6) 選手証紛失及び資格についての疑義が委員長へ報告または提出された場合は役員で審議し、処置決定する。
※印刷した電子選手証の提示は可とする
- (7) 各チームは当該年度の選手一覧表を O-40（1 部）、O-40（2 部）、O-50、O-60 のカテゴリ別にシニア委員会広報へ提出（3 月 31 日）しなければならない。（選手の二重登録を防ぐもの）
- (8) JFA 登録の 1 チームはリーグ戦参入も 1 チームとする。（同一リーグへ 2 チームは認めない）

第 5 章 大会出場の選出

第 7 条 0-40 全国シニアサッカー大会九州予選は、前年度の 0-40・1 部リーグ優勝チームがシニア種別で登録した選手と単独チームで参加する。

第 8 条 (1) 0-50 全国シニアサッカー大会九州予選は、前年度の 0-50 リーグ優勝チームがシニア種別で登録した選手と単独チームで参加する。

(2) 0-60 全国シニアサッカー大会・九州予選は 2024 年度以降は前年度リーグ優勝チームが主体で参加する。

第 9 条 (1) 0-40 九州シニア大会は前年度の O-40 リーグ準優勝チームが主体で参加する。

- 第 10 条 (1) 0-50 九州フェスティバル大会は前年度 O-50 リーグ準優勝チームが主体で参加する。
(2) 0-60 九州フェスティバル大会は前年度 O-60 リーグ準優勝チームが主体で参加する。

第 6 章 代表者会議

第 11 条 役員及び加盟チームの代表者 1 名からなる代表者会議は年 1 回開催し、次の事項を議決することとし、委員長が招集する。ただし委員長が必要と認める場合は、随時開催することができる。

- (1) 規約の制定及び変更に関する事項
- (2) 役員の選出及び組織の改正に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他、リーグの運営に関し、委員長が必要と認めた事項

第 7 章 規律・フェアプレー委員会

第 12 条 シニアリーグ規律・フェアプレー委員会のメンバーは役員にて構成し、(公財)日本サッカー協会競技規則に基づき、選手及び加盟チームの違反を審議し懲罰を下すことができる。

- (1) 委員長は、著しく不正なプレーや重大な違反があった場合は役員で審議し、その内容を(一社)長崎県サッカー協会の規律・フェアプレー委員会に報告する。
- (2) リーグ開催中の退場処分は、主管するチームが退場処分の内容を確認し、委員長に報告しなければならない。但し、警告累積による退場はこれに相当しない。
累積警告による次試合出場停止は第 7 章 12 条 (2) による。
- (3) 天災、災害、コロナウィルス感染拡大、交通事故等、不可抗力と認めた理由でシニアリーグをチームが棄権した場合は、シニア委員長の判断でリーグ戦の中止・延期することが出来る。また、この場合、代替手段が困難な場合は中止とし、当該節は全チーム勝ち点ゼロとすることが出来る。但し、全試合数が異なる場合で昇格・降格を決定する場合、年度中に代替日が有れば、委員長より当該チームへ確認後に代替試合を行う。尚、チーム単独の事由で棄権した場合は勝点を -3 とし、試合結果を 0 対 3 とする。また、シーズン途中でチームが棄権した場合は、過去の対戦成績も遡って当該チームとの対戦成績も勝ち点、得点、失点の全てをゼロ点とし、その結果で順位を決定する。

尚、また、当該チームの代表者は、その理由及び結果を書面にて委員長に報告しなければならない。

第8章 運営・競技規則

第13条 競技規則については、（公財）日本サッカー協会競技規則に則る。

第14条 シニアリーグの日程は、事務局案に基づき、代表者会議で決定する。

第15条 シニアリーグは加盟チームの各部総当り戦とし、加盟チームは1節毎に主管・運営する。

O-40＝20チーム(1部10、2部10)

O-50＝15チーム(1部8、2部7)

O-60＝6チーム

2025年度の各カテゴリのリーグ戦昇格、降格は次の通り。

O-40（1部）下位2チーム自動降格

O-40（2部）上位2チーム自動昇格。

但し、昇格を希望しないチームがあった場合は1部チームの降格は無しとする。

O-50（1部）下位2チーム自動降格

O-50（2部）上位2チーム自動昇格。

但し、昇格を希望しないチームがあった場合は1部チームの降格は無しとする。

O-60 昇格、降格無し。

第16条 帯同審判について

主審は有資格者で審判証を主管チームに提示し、レフリーシャツを着用する。

※2019年度から副審・4審も有資格者で行う。

第17条 主審は主管チームに審判報告書を提出する。

第18条 試合時間は50分（O-60,O-65は40分）とする。但し、大会出場の予選は役員にて決定する。

第19条 選手は再交代を適用し、一度退いた競技者も再び出場できる。手続きについては（公財）日本サッカー協会競技規則の第3条に則る。

第20条 出場選手は主管チームに選手証を提示しなければならない。選手証には必ず本人の写真貼り付けることとし、選手証がない場合及び選手証に写真が貼り付けてない場合は、出場を認めない。年度途中の登録者においても同様とする。

第 2 1 条 主管チームの選手証は対戦相手チームが確認する。

第 2 2 条 主管チームはリーグ開催日の 6 週間前に日程を決定し、加盟チームへ報告しなければならない。

第 2 3 条 試合開始 1 0 分前迄に、（公財）日本サッカー協会競技規則の人数に満たない場合は棄権したものとする。（リーグ規約第 7 章 1 2 条（3）を適用する）

第 2 4 条 リーグ開催中の警告は累積され、2 回の警告を受けた選手は次の 1 試合は出場できない。

第 2 5 条 リーグ開催中に退場を受けた選手は、次の 1 試合には自動的に出場を停止され、それ以降処置については、第 7 章の規律・フェア委員会にて審議し決定する。

第 9 章 会計

第 2 6 条 シニアリーグの会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日とする。

第 2 7 条 シニアリーグの経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。会費は加盟チームの負担とし、金額及び賦課方法等は代表者会議で決定する。

第 1 0 章 表彰

第 2 8 条 表彰対象は代表者会議の議決を経て以下とする。

- ・各カテゴリの優勝チーム（賞状授与）
- ・各カテゴリの得点王（賞状・盾授与）
- ・当該年度中に満 80 歳に到達及び、シニアへ登録された者とし、且つ、チームから推薦を受けた者（賞状・盾授与）

第 1 1 章 補則

第 2 9 条 この規約の施行に関し必要な事項は、代表者会議の議決を経て別にこれを定める。

附 則

この規約は、2 0 2 1 4 年月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 1 日改定
平成 26 年 3 月 1 日改定
平成 27 年 3 月 1 日改定
平成 28 年 2 月 28 日改定
平成 29 年 2 月 26 日改定
平成 31 年 2 月 11 日改定
令和 02 年 3 月 11 日改定
令和 03 年 3 月 17 日改定
令和 04 年 3 月 13 日改定
令和 04 年 3 月 23 日改定
令和 04 年 4 月 19 日改定
令和 05 年 2 月 18 日改定
令和 06 年 2 月 18 日改定
令和 07 年 2 月 16 日改定

<補足事項>

第1章第6条 各カテゴリ出場資格年齢は以下とする

- (1) O-40 : 2026 年 4 月 1 日までに満 40 歳となる者
- (2) O-50 : 2026 年 4 月 1 日までに満 50 歳となる者
- (3) O-60 : 2026 年 4 月 1 日までに満 60 歳となる者
- (4) O-70 : 2026 年 4 月 1 日までに満 70 歳となる者
- (5) 女性 : O-50&O-60 リーグ戦に限り、大学生、社会人以上の選手

第7章12条(2)

出場停止累積警告数は加盟チーム数が 10 チーム以下→2 枚、11-20 チーム→3 枚、21 チーム以上→4 枚

第8章20条

*2018 年度より選手証カードは廃止となる為、試合前に全選手のカラー写真付き選手証リストを主管に提出する。

尚、カラー写真付き選手証リストに表記されない選手は、個人の登録証を印刷したものを提出すること。

選手証リストは、メンバー表とのチェック終了後にチームへ返却する。

(選手が本部へチェックのために行く事は不要⇒写真と本人の照合はしない)

※不正(なりすまし)出場が発覚した場合は、JFA 懲罰規程に基き懲罰委員会で処分を決める
(救済処置)

年度初めの第1節は選手証が間に合わない場合があるので、昨年度からの継続選手は前年の選手証と新年度 Web 登録申請中の用紙のコピーを、新規登録者は運転免許証と Web 登録申請中の用紙のコピーを、委員長と主管チームに提出して選手証の代わりとすることができる。

第2節以降は選手証リストの提出を義務付ける。

第8章22条

指定された月日に開催するよう努力し、極力、芝生会場を確保する。

<選手証の種別について>

・2019 年度からは、シニア登録の選手証でのみ長崎県シニアリーグに出場可能。

またシニア登録の選手証で 2019 年度より、1 種社会人長崎県リーグ（ミドル含む）戦に出場できるが、登録料の差額を支払うなどの制約がある。（制約の内容は一種委員会へ確認のこと）

- ・O-40とO-50のシニア九州大会や全国大会に出場する条件は、「シニア」種別で登録した単独チーム、さらに選手はそのチームに所属した選手であることが義務付けてある。

＜試合会場でのマナーについて＞

※特に、新入部員への通達を必ずお願いしたい。

- ・会場には靴を履いて入場すること(サンダル・スリッパ等での入場は禁止)。
- ・チームベンチ内において、上半身裸での観戦は禁止です。また、スタンドで観戦している時も同様に禁止します(大村古賀島スポーツ広場、大村陸上競技場ほか)。
- ・チームベンチ内に入ることが出来るのは、メンバー表に記入されている選手と関係者のみで、子供さんや保護者の方がベンチに入ることは禁止。

＜着衣の色に関する規定＞

「JFA 競技規則 第4条 基本的な用具」

- ・アンダーシャツを着用の場合は、ユニフォームの袖の主たる色と同色とするが、チームで統一した色とした場合は審判が判断し許可する。
- ・タイツを着用の場合は、ショーツと主たる色と同色とするが、チームで統一した色とした場合は審判が判断し許可する。
- ・ストッキングの上に巻くテープ等は着用する部分のストッキングの色と同色とするが、チームで統一した色とした場合は審判が判断し許可する。

＜参考事項＞

*シニア委員会は JFA が主催する各大会において、全国大会に出場するチームに対して、各チームより 10,000 円を募る（強制では無い）ことが出来る。

*リーグ戦の順位決定基準

勝ち点制(勝 3 点・分 1 点・敗 0 点)とし、勝ち点の多い順に順位を決定する。

複数チームが同勝ち点の場合

当該チーム間の対戦成績→当該チーム間の得失点差→当該チーム間の総得点→リーグ全試合での得失点差→リーグ全試合での総得点→抽選の順で決定する。

＜ローカルルールの確認＞

- ① スターティング GK とサブ GK のユニフォーム色は異色でも可。ただし、試合開始前に主審へ報告し了解を得ること。同系色に近い FP と GK ユニフォームの確認は、主審の判断に任せる。
- ② 第 4 審判の服装は審判服着用が基本だが、レフリー用ビブスでも可とする。
- ③ 1 会場で 5 試合以上の試合を行う場合は帯同審判は試合開始予定時刻の 5 分前に、次試合

の 2 チームを本部テント近くへ誘導する。その際可能ならばコイントスを行い、エンドの選択とキックオフのチームを決めておく。（審判の準備が遅れている場合は本部：主管チームが代行する）

- ④ 試合時間は前・後半 25 分のランニングタイム(ロスタイムなし)で行うが、飲水時間と著しく救護に掛かった時間はロスタイムとしてカウントする。ハーフタイムは前半終の笛が鳴ってから 5 分後に後半開始の笛を吹く。（3 分経過時点で笛を吹き、両チームにピッチへの入場を促す）
- ⑤ 試合開始と終了時の挨拶は、センターサークル内で行う。（セレモニーは行わない）
- ⑥ 予定されたシニアリーグ日程に対して、当該チームが全国大会や九州大会前で怪我対策（防止）等の理由により、リーグ戦が困難となった場合は委員長へ申し出ることが出来る。委員長は正当な理由であれば、リーグ日程を変更することが出来る。